

一定規模以上の土地の形質の変更の届出について

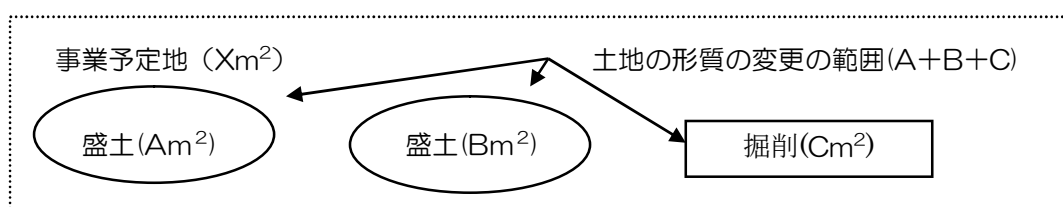
(土壌汚染対策法第3条第7項)

土壌汚染対策法(以下、法という。)の改正により、法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地で900㎡以上の土地の形質の変更を行おうとする場合、当該土地の所有者、管理者及び占有者(以下、土地所有者等)は、「あらかじめ」県への届け出が必要となりました。

届け出された土地について、県から土壌汚染状況調査を行うよう命令(以下、「調査命令」という。)されますので、届出者は土地の形質の変更の前に土壌汚染状況調査を実施し、その結果を県に報告しなければなりません。

(1) 届出義務の対象となる土地の形質の変更

- ・法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地であること
- ・土地の形質の変更の面積が900㎡以上のもの



- ・掘削と盛土がある場合、合計面積(A+B+C)で該非を判断する。
- ・法面の工事においては、水平投影面積で判断する。
- ・一時的な仮置き盛土についても面積要件に含める。
- ・複数年度にわたる工事については、事業計画全体面積で届出の該非を判断する。
- ・一連の工事で行われる形質変更であれば、同一敷地内でなくとも合算する。

(2) 届出対象外の行為

- ・次に掲げる軽微な行為等
 - ① 土壌の区域外への搬出がなく、かつ、土壌の飛散・流出を伴わない、かつ、最深部が50cmに至らない軽易な行為
 - ② 鉱山関係の土地で行われる形質変更
- ・非常災害のための応急措置として実施される行為
- ・盛土のみの行為で、掘削を伴わないもの

(3) 届出者

土地所有者等

(4) 届出書類

◎様式

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(法施行規則様式第六号)

◎添付書類

- ・案内図面(1/1500~1/3000程度の縮尺)
- ・土地の形質を変更しようとする場所や範囲がわかる平面図、立面図、断面図(掘削部分と盛土部分を区別して表示すること)

(5) 届出時期

- 法第3条第7項の届け出は形質変更の着手の「あらかじめ（前に）」届け出ることとされています。
- 実際には、形質変更の着手までに県からの調査命令を受けて土壤汚染状況調査を行う必要があり、それらの行政手続や調査の期間を勘案する必要があることから、土地の形質変更を計画している段階から当該土地を管轄する林務環境事務所環境・エネルギー課に相談してください。

(6) 調査命令

◎知事は、法第3条第7項の届け出があった場合、法第3条第8項に基づき調査命令を発出します。

◎土壤汚染状況調査により土壤汚染が確認された場合

- 県は要措置区域等として指定
- 人の健康の保護の観点から、土地の形質変更を制限
※ 調査を行わず要措置区域等の指定を受けることも可能

(7) 法第4条第1項との関係

- 法第3条第7項が適用される場合、法第4条第1項は適用されません（法第3条第7項の届け出のみを行います）。

(8) 届出書の提出先

- 法第3条第7項に基づく届出の提出先は、形質変更の対象となる土地の所在地を管轄する林務環境事務所です。

名称・住所・連絡先	管轄する区域
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 TEL：0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 TEL：0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 TEL：055-240-4141	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 TEL：0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村